（令和８年１１月９日）

井田重度障害者等生活施設の指定管理者
募集要項等に係る質問への回答

質問番号	資料名	質問内容	回答内容
1	仕様書	前回の仕様書４に記載のあった各事業の定員（施設入所支援５０名、生活介護１日４４名、宿泊型自立訓練２０名、生活訓練１日２０名、機能訓練１日６名、体験宿泊２名）が、今回の仕様書には記載されていません（短期入所は４（３）に定員２０名との記載があります）。 提案は現行の定員を前提とすべきでしょうか。また、定員の変更（事業間の振り替えを含む）を提案することは可能でしょうか。	各事業における定員に変更はなく、以下のとおりです。 施設入所支援　５０名、生活介護　１日４４名、宿泊型自立訓練　２０名、生活訓練　１日２０名、 機能訓練　１日６名、体験宿泊　２名 公募するにあたっては、現行の定員を前提としてください。定員の変更（事業間の振替を含む）は原則としては行えないものとします。
2	仕様書	仕様書７（３）ウの機能訓練については、現在利用実績がないと承知しています。今回も実施（事業所指定の維持）が必須でしょうか。 休止とすること、または機能訓練の枠を他の事業に振り替えることを提案することは可能でしょうか。	機能訓練について、事業者指定が原則必須であり、休止及び他事業への振替は行えませんが、利用者が次期指定期間もいない状況が見られる場合、市と協議を行うことが可能です。
3	仕様書・その他	仕様書７（６）の「川崎市障害者（児）緊急時短期入所ベッド確保事業に準じた事業」について、確保するベッド数、短期入所定員の内数かどうか、別紙２（要綱）のどの規定が適用されるかをご教示ください。 また、その費用は指定管理料の積算に含めるという理解でよろしいでしょうか。添付の別紙２は最新版でしょうか。	確保するベッド数は身体、知的障害者の枠が４床、精神障害者の枠が１床であり、短期入所定員の内数です。なお、川崎市障害者（児）緊急時短期入所ベッド確保事業実施要綱の第５条、第６条、第７条、第８条第１項、第９条、第１０条、第１１条の規定を適用します。 また、当該事業の費用は指定管理料の積算に含めております。なお、令和７年４月１日施行の要綱が最新版であったため、令和８年１１月４日時点で修正しました。
4	仕様書	仕様書７（７）ウでは、施設入所支援の空床を利用した短期入所事業の実施が求められています。 これに関連して、入所調整中の候補者に対し、施設入所支援の空床を利用した短期入所を体験的に提供することは可能でしょうか。	当該候補者が短期入所の支給決定を受けている場合であれば制度上は可能です。
5	仕様書	仕様書８（２）の看護職員「生活介護等に従事する者を日中１名以上（常勤）」及び「宿泊型自立訓練、生活訓練等に従事する者を日中１名以上（常勤）」は、日中に常時１名以上が勤務する体制（土日祝日や休暇時の代替を含む）を求めるものでしょうか。それとも、常勤の看護職員を１名以上配置することを求めるものでしょうか。	いずれの文言も常勤の看護職員を１名以上配置することを求めるものです。
6	仕様書	仕様書８（５）の地域移行支援員について、必要な資格要件はありますか。 また、施設入所支援・生活介護等に従事する１名と、宿泊型自立訓練・生活訓練等に従事する１名は、別の職員である必要がありますか。	地域移行支援について、必要となる資格はありません。 また、施設入所支援・生活介護等に従事する１名と、宿泊型自立訓練・生活訓練等に従事する１名はそれぞれ常勤で１名ずつ配置する必要があります。
7	仕様書	仕様書９（４）アの「指定管理者が管理業務の会計において購入した備品」には、給付費等の利用料金収入で購入した備品も含まれますか。法人の自己資金で購入して持ち込んだ備品やリース物件の扱い、協議で除外する際の判断基準をご教示ください。 また、市が貸与する備品の一覧と、現指定管理者が所有する備品の指定管理者交代時の扱いをご教示ください。	原則として、当該施設における給付費収入等で購入したものも含みます。また、当該施設の会計区分外での購入されたものやリース物品に関しては含みません。なお、協議で除外するものに関しては、総合的に判断するため、厳格な判断基準を有するものではございません。 市の貸与する備品の一覧は、別紙１のとおりです。 指定管理者交代時における現指定管理者が所有する備品については、所有者である現指定管理者と協議を行うこととなります。
8	仕様書	仕様書１５の自動販売機等について、販売による収入は指定管理者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。 また、現在の設置台数と、設置契約の引継ぎの扱いをご教示ください。	自動販売機等の収入は指定管理者に帰属します。 また、現在の設置台数は１台（１階：１台）です。 設置契約の引継ぎについては、現行の物を継続するか、新規の物を導入するか等、現指定管理者及び現在の自動販売機事業者と新指定管理者で協議を行って頂きます。
9	仕様書	仕様書１６（３）の再生可能エネルギー１００％電力の調達について、現在の当該施設の電力契約（契約者、再生可能エネルギー電力か否か、年間使用量）をご教示ください。 また、調達先の指定や推奨（川崎未来エナジー株式会社など）はありますか。	当該施設の令和７年度の電力契約（契約者、再生可能エネルギー電力か否か、年間使用量）は以下のとおりです。 契約者　　：株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ 再生可能エネルギーか否か：否 年間使用量（令和７年度）：７１３，５９０ｋｗｈ また、現時点では調達先の指定、推奨はありません。

質問番号	資料名	質問内容	回答内容
10	仕様書	仕様書１６(８)の入所調整について、川崎市障害者施設入所調整会議の開催頻度と、空きが生じてから入所までの標準的な流れ・期間をご教示ください。また、「川崎市障害者施設入所調整会議設置要綱」を開示していただくことは可能でしょうか。 あわせて、本施設を希望先とする入所待機者の人数（直近）をご教示ください。	入所調整について、本市では公平かつ円滑な利用調整を図ることを目的として「川崎市障害者支援施設入所調整事務要領」を制定しており、統一的な基準及び手続を定めております。なお、「川崎市障害者施設入所調整会議設置要綱」は令和８年８月３１日付で廃止しており、当該要領を別紙２のとおり開示します。 入所調整の流れについては、川崎市障害者支援施設入所調整事務要領に定めるとおり、入所を希望する対象者の名簿登録、入所者募集及び入所調整カンファレンス、入所調整会議となります。なお、入所調整は、入所施設と入所を希望する対象者による契約を前提としつつ、真に入所を必要とする者を適切に入所施設へつなぐことを目的に、各区地域みまもり支援センター、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター等の行政機関が選考等の過程に関与するものとするとされております。 入所までの標準的な期間については、個々の障害状況や生活環境、各施設の状況等により異なります。また、入所調整会議の開催頻度については、各施設の空床状況等により異なります。 本施設を希望先とする入所待機者の人数は、令和８年９月３０日開催の入所調整会議時点で４９人（内１名辞退）です。
11	仕様書	現在の利用者の状況について、次の点をご教示ください。 ①施設入所支援・短期入所の利用者の障害支援区分の分布 ②行動関連項目の合計点が１０点以上（強度行動障害）の方の人数 ③医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養など）を要する方の人数と主な内容 ④年齢構成	以下のとおりです。（令和８年１０月３０日時点） ①施設入所支援・短期入所の利用者の障害支援区分の分布 ・施設入所支援 さくらユニット　：支援区分４　６名、支援区分５　７名、支援区分６　２７名 ・宿泊型自立訓練 もみの木ユニット：支援区分２　５名、支援区分３　４名、支援区分４　７名 ・短期入所（令和７年度月別利用者数の合計） さくらユニット　：支援区分３　１５名、支援区分４　１２８名、支援区分５　３２６名、支援区分６　７１９名 もみの木ユニット：支援区分１　１名、支援区分２　１０６名、支援区分３　９３名、支援区分４　２８名 ②行動関連項目の合計点が１０点以上（強度行動障害）の方の人数 ・さくらユニット　：２７名 ・もみの木ユニット：１名 ③医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養など）を要する方の人数と主な内容 ・さくらユニット　：経管栄養（胃ろう）１名、てんかん発作時座薬挿腔１名 ・もみの木ユニット：なし ④年齢構成 ・施設入所支援 さくらユニット　：２０代４名、３０代１２名、４０代８名、５０代１１名、６０代５名 ・宿泊型自立訓練 もみの木ユニット：１０代１名、２０代２名、３０代６名、４０代１名、５０代６名 ・短期入所（令和７年度月別利用者数の合計） さくらユニット　：１０代１２名、２０代３３８名、３０代３５０名、４０代２６９名、５０代２１８名、６０代３５名 もみの木ユニット：１０代６名、２０代２名、３０代５５名、４０代８１名、５０代６４名、６０代２０名
12	募集要項・仕様書	募集要項２では「構成施設４，９２９.３８㎡」、仕様書２(４)では「延床面積１３７９.３９㎡（供用４１０．４０㎡を含む）の一部」と記載されています。それぞれ何の面積でしょうか。 また、指定管理の対象範囲に前回から変更はありますか。共用部分がある場合、清掃・設備点検・光熱水費・修繕費の負担区分をご教示ください。	構成施設は延床面積の数値となります。 仕様書に当初掲載したものについては、御指摘のとおり誤りであったため、令和８年１１月４日時点で修正しました。 仕様書２（４）の延べ床面積は誤りであり、正しくは４，９２９.３８㎡となります。
13	募集要項	募集要項５(１)の「第１種社会福祉事業経営主体となりえる資格を有する法人」に、株式会社は含まれないという理解でよろしいでしょうか。 また、５(９)アでは、共同事業体で応募する場合は構成する全ての法人が応募資格を満たすこととされていますが、株式会社は共同事業体の構成法人（代表法人以外）としても参加できないという理解でよろしいでしょうか。	株式会社は、社会福祉法（昭和２６年３月２９日法律第４５号）第６２条第２項の許可を得た場合は「第１種社会福祉事業経営主体となりえる資格を有する法人」に含まれます。 また、共同事業体での応募の場合、株式会社でも、上記許可を得た場合は、代表法人又は構成法人として参加することが可能です。
14	募集要項	募集要項１２の引継ぎに要する費用（上限９０，２８３千円）について、対象となる経費の範囲（引継ぎ期間中の人件費のほか、採用費・研修費・準備品など）、引継ぎに関する契約の締結時期と支払い方法（前払い・実績払い、支払時期）をご教示ください。 また、現指定管理者の職員が次期指定管理者に転籍する場合、その職員の引継ぎ期間中の人件費も対象となりますか。	引継ぎ費用の対象となる経費については、原則人件費を想定しています。引継ぎに関する契約は令和９年４月１日付けで契約を締結し、５月頃を目途に概算払い（年度終了後に精算）を行う見込みです。 また、現指定管理者の職員を次期指定管理者が雇用する場合で、それが引継ぎ期間中であり、給与等の人件費を次期指定管理者が支払う場合は、引継ぎ費用の対象とします。
15	募集要項	募集要項１４(１１)に「令和８年3月３１日までにインボイス事業者として登録していることが必要」とありますが、募集開始日より前の日付となっています。正しい登録期限をご教示ください。	本公募に応募いただくに当たっては、募集終了時までに登録することが望ましいですが、遅くとも指定管理開始日前日である令和１０年３月３１日までに登録してください。 登録の可否については個別に判断する必要もありますので、指定管理者として選定された事業者との間で別途協議を行います。
16	その他	別紙5の２(２)①「経費の縮減」の参照資料に「就業規則第６章」とありますが、就業規則の章立ては法人ごとに異なります。どの内容（賃金、労働時間など）を参照する趣旨かご教示ください。	別紙５の２（２）①の記載は例示となりますので、応募法人の提出書類に応じて、当該箇所の記載を変更します。 参照する内容としましては、賃金、労働時間を含めた全ての項目を参照します。